

令和4年12月26日

保護者 様

三島市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策へのご協力の依頼について

歳晩の候、保護者の皆様におかれましては、学校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、12月23日現在、静岡県の新型コロナウイルスの感染状況は「国評価レベル3（医療負荷増大期）」と発表されました。併せて、「医療ひっ迫警報」「感染再拡大警報」が発令されています。

市内児童生徒の感染報告も12月に入り増加傾向にあります。また、この冬は季節性インフルエンザの流行も懸念されています。

冬季休業終了後の学校の教育活動及び、感染症拡大を予防するための取組については、下記のとおりです。学校の教育活動を継続していくために、保護者の皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 地域の感染レベル（令和4年12月23日現在）

『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver.8）』における静岡県及び三島市の地域の感染レベル
地域の感染レベル レベル2

2 児童生徒の登校について（地域の感染レベル2及び3の場合）

* 下線のある部分は、これまでとの変更点です。

- ・ 児童生徒に発熱や咳等の症状があるなど、普段と体調が異なる場合は、自宅で休養させてください。
- ・ 同居のご家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合は、児童生徒を自宅で休養させてください（病院を受診し、医師等により新型コロナウイルス感染症でないと診断されている場合を除きます）。
- ・ 同居のご家族が新型コロナウイルス感染症に係る検査等を受検することになった場合は、児童生徒を自宅で休養させてください（同居の家族が職場の関係で定期的に検査を実施している場合を除く）。
- ・ 児童生徒や同居のご家族に発熱や咳等の症状がある場合は、医療機関を受診するようにお願いします。

※ 上記のいずれの場合も「欠席」とせずに「出席停止」として記録します。

※ 児童生徒または同居の家族等の新型コロナウイルス感染症に係る検査で陽性が判明した場合には、学校に必ず連絡してください。

学校の電話受付時間以外に、児童生徒または同居の家族等の感染が確認された場合、健康観察アプリ「リーバー」への入力をお願いします（自宅療養・自宅待機の期間も記載ください）。また、その後、学校の電話受付時間に連絡をしてください。

3 健康観察について（地域の感染レベル2及び3の場合）

- ・ 毎朝（登校前）、児童生徒の検温、健康観察をしてください。
- ・ 同居のご家族も健康状態を確認してください。

※ 児童生徒及び同居のご家族の健康状態を確認していただくことが学校での感染を防ぐことにつながりますので、ご協力をお願いします。土曜日・日曜日、年末年始も含めて、健康観察アプリ「リーバー」へ毎朝の健康状態の入力を確実に行うようお願いします。

4 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間・濃厚接触者の待機期間について

(1) 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間

区分	令和4年9月7日の見直し後
有症状者 (入院患者以外)	発症日から7日間かつ症状軽快後24時間
無症状者	原則：検体採取日から7日間 短縮：5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は6日目に解除可能

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合
※抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いてください。

(2) 濃厚接触者の待機期間

- ・待機期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して5日間。
 - ・無症状であれば、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除することが可能。
- ※保健所等から自宅待機期間等の指示があった場合はその期間となります。
※同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日（別の同居者が無症状の場合は検体採取日）の翌日を1日目として起算します。
※抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いてください。また、自費検査となりますので、無理をせず、5日間の待機期間後の登校を考えてください。

5 季節性インフルエンザに感染した場合について

- (1) 医療機関等から「インフルエンザ罹患証明書」を発行してもらう必要はありません。
- (2) 児童生徒がインフルエンザという診断を受けた際は、学校に連絡をしてください。これにより出席停止の扱いとします。学校の電話受付時間以外に感染が確認された場合は、新型コロナウイルス感染症同様の対応をお願いします。
- (3) インフルエンザの出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となります。【学校保健安全法施行規則第19条第2項】
- (4) 出席停止期間は、健康観察アプリ「リーバー」に毎日午前と午後の2回体温を入力するようにお願いします。

6 学校の感染症対策について

各小中学校では、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver.8）』（文部科学省）の地域の感染レベル2の場合に従い、引き続き学校の教育活動における感染症対策を徹底していきます。

7 ご家庭での感染症対策等のお願い

- (1) 感染リスクの高い行為を回避するようにしてください。
児童生徒の下校後や休日等の生活及び友人との遊びについても、ご配慮くださると幸いです。
- (2) 基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、会話時のマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等、引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- (3) 感染者・濃厚接触者等に対する差別や偏見、誹謗中傷等は、許されないことであることを、児童生徒と話し合ってくださいようお願いします。
- (4) 可能な方はワクチン接種等、ご家庭での対策をご検討ください。

担 当 学校教育課指導係
電話番号 983-2671